

未支払 児童手当・特例給付 請求書				提出年月日	※受付確認年月日
殿				平成 . .	平成 . .
受給資格が死亡者	(ふりがな) 氏名 (法人名等)	-----		死亡した 年 月 日	平成 . .
	住所 (法人の主たる事 務所の所在地)	〒 - 電話 ()			
養育していた児童	氏 名	住 所			
		〒 -			
		〒 -			
		〒 -			
		〒 -			
		〒 -			
		〒 -			
請求内容	請求期間	平成 . . 平成 . .	月分から 月分まで	請求金額	円
支払希望金融機関	名称			口座番号	
備考					
請求者	(ふりがな) 氏 名 (法人名等)	-----			(印)
	住所 (法人の主たる事 務所の所在地)	〒 -			
※支給決定年月日		平成 . .	※請求却下年月日		平成 . .

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
 ◎ ※印の欄は、記入しないでください。
 ◎ 字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。
 ◎ 記名押印に代えて、署名することができます。

(裏面)

注意

- 1 「養育していた児童」の欄は、児童手当等（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。）の受給資格があった者（死亡者）が養育（監護し、かつ、生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。）をしていた児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。）の全てについて記入してください。
- 2 「請求の内容」の「請求期間」欄及び「請求金額」欄は、「1」の児童手当等の受給資格があった者（死亡者）に支払われるべき児童手当等で、まだその者が支払を受けていなかったものについて、その期間及び金額をそれぞれ記入してください。

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

未支払 児童手当 請求書（施設等受給資格者用）

殿

提出年月日	※受付確認年月日
平成 . .	平成 . .

受給者又は資格受給者	(ふりがな) 設置者等の氏名 (法人名等)	施設等の名称	施設の種類	設置者等の住所地(法人の主たる事務所の所在地)	〒 - 電話 ()	施設等所在地又は里親住所地	〒 - 電話 ()
------------	-----------------------------	--------	-------	-------------------------	---------------	---------------	---------------

施設入所等児童であった者	氏名	住所	支払希望金融機関	名称	口座番号	請求の内容			施設入所等児童でなくなった年月日
						請求期間	金額	円	
						平成 . 月分から 平成 . 月分まで	請求金額	円	平成 . .
						平成 . 月分から 平成 . 月分まで	請求金額	円	平成 . .
						平成 . 月分から 平成 . 月分まで	請求金額	円	平成 . .
						平成 . 月分から 平成 . 月分まで	請求金額	円	平成 . .
						平成 . 月分から 平成 . 月分まで	請求金額	円	平成 . .
						平成 . 月分から 平成 . 月分まで	請求金額	円	平成 . .
						平成 . 月分から 平成 . 月分まで	請求金額	円	平成 . .
						平成 . 月分から 平成 . 月分まで	請求金額	円	平成 . .
						平成 . 月分から 平成 . 月分まで	請求金額	円	平成 . .

備考

- ◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。
- ◎ ※印の欄は、記入しないでください。
- ◎ 字は、楷書（かいしょ）ではっきり書いてください。
- ◎ 記名押印に代えて、署名することができます。

※支給決定年月日	平成 . .	※請求却下年月日	平成 . .
----------	--------	----------	--------

(裏面)

注意

- 1 この請求書は、里親等への委託が解除され、又は施設を退所した施設入所等児童について、未支払の手当がある場合に提出するものであり、当該未支払の手当をその委託が解除され、又は退所した施設入所等児童に対して支払うために必要となります。
- 2 「設置者等の氏名（法人名等）」の欄は、児童手当の受給資格者（施設等の廃止等の場合は、受給資格があった者）について記入してください。受給資格者等が個人である場合は氏名を、法人である場合は法人名及び代表者氏名を記入してください。設置者が国又は地方公共団体である場合は、団体名及び代表者氏名等を記入してください。
- 3 「施設入所等児童であった者」の「住所」欄は、委託解除又は退所後の施設入所等児童であった者の住所について記入してください。
- 4 「請求の内容」の「請求期間」欄及び「請求金額」欄は、「2」の児童手当の受給資格者（施設等の廃止等の場合は、受給資格があった者）に支払われるべき児童手当のうち里親等への委託が解除され、又は施設を退所した施設入所等児童の分で、まだ支払を受けていなかったものについて、その期間及び金額を記入してください。
- 5 「施設入所等児童でなくなった年月日」の欄は、里親等に委託され、又は施設に入所していた施設入所等児童が里親等への委託が解除され、又は施設を退所した年月日や、施設等を廃止した場合等で受給資格が消滅した年月日を記入してください。
- 6 施設等の設置者（小規模住居型児童養育事業を行う者を含みます。）は、施設等ごとに施設等の所在地の市町村（特別区を含みます。）へこの請求書を提出してください。

備考

1. 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。
2. 受給資格者に周知することにより、注意事項を省略することができる。

児童手当
特例給付に係る寄附の申出書

(寄附先) 市町村長

私は、児童手当法第 22 の 2 の規定に基づき、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するため、市町村長から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。）の額のうち、以下の額につき、当該児童手当等の支払期日をもって寄附する旨を申し出ます。

<input type="checkbox"/> 児童手当等の全部 (各月の手当額の全部を寄附)	計 円	
<input type="checkbox"/> 児童手当等の一部 (各支払期月毎に右の額を寄附)	平成 年 月支払期(月分～ 月分)	計 円
	平成 年 月支払期(月分～ 月分)	計 円
	平成 年 月支払期(月分～ 月分)	計 円

(注) 保育料の特別徴収、学校給食費等の徴収額がある場合は、それらを控除した後の額とします。

平成 年 月 日

住所 (法人である場合は、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人名等)

印

整理番号

児童手当
特例給付
に係る学校給食費等の徴収等に関する申出書

市町村長 _____ 殿

私は、児童手当法第 22 条の 3 第 1 項 第 2 項 の規定に基づき、市町村長から支給を受ける児童手当等（児童手当及び特例給付をいいます。以下同様です。）の額から、以下の費用につき、当該児童手当等の支払期日をもって支払いに充てる旨を申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、本申出に基づき、平成 年 月分までの児童手当等から各費用の支払に充てるものとします。

徴収（支払）費用

平成 年 月 日

住所（法人である場合は、主たる事務所の所在地）

氏名（法人名等） _____ 印

児 童 の 氏 名 _____

【備考】 必要があるときは、所要の変更又は調整を加えることができる。

様式第16号（第13条関係）

（表面）

児童手当及び特例給付 受給資格調査員証	
第 号	
写 真	官 職 又は職名
	氏 名
	生年月日
	児童手当法第27条（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）に定める当該職員であることを証する。
平成 年 月 日 交付	
市町村長又は児童手当法第17条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の規定によって読み替えられる同法第7条第1項（同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。）の認定をする者	
印	

（裏面）

児童手当法（抄）	
（支給の制限） 第10条 児童手当は、受給資格者が、正当な理由がなく、第27条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかったときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。 （届出） 第26条（略） 3 児童手当の支給を受けている者は、厚生労働省令で定めるところにより、前2項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第17条第1項の規定によって読み替えられる第7条の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、厚生労働省令で定める事項を届け出、かつ、厚生労働省令で定める書類を提出しなければならない。 （調査） 第27条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、児童手当の額及び被用者又は被用者	等でない者の区分に係る事項に関する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に関し受給資格者その他の関係者に質問させることができる。 2 前項の規定によって質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 附 則 （特例給付） 第2条（略） 3 第6条第2項、第7条第1項及び第3項、第8条から第11条まで、第12条第1項、第13条から第19条まで（第18条第1項、第2項及び第6項を除く。）、第22条第1項、第22条の2から第22条の4まで、第23条から第29条まで（第24条の2及び第26条第2項を除く。）並びに第30条の規定は、第1項の給付について準用する。（以下略）
注 意	
1. この調査員証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。	
2. この調査員証は、交付の日から1年間で有効とする。	
3. この調査員証は、有効期間が経過し、又は不要となったときは、速やかに、返還しなければならない。	

備考

1. 厚紙その他の材料を用い、使用に十分耐え得るものとする。
2. 大きさは、縦54ミリメートル、横86ミリメートルとする。